| | |
|---|---|
| （削る） | |
| 第三十八条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書及び記録の作成 | 第三十八条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書及び記録の作成 |
| 第三十九条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管 | 第三十九条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管 |
| （略） | （略） |
| 第四十一条第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化 | 第四十一条（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化 |
| 第四十二条第一項及び第二項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化 | 第四十二条第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書の作成及び文書化 |
| 第四十二条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成 | （新設） |
| （略） | （略） |
| 第四十三条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成 | 第四十三条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成 |
| （略） | （略） |
| 第四十五条第三項及び第四項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化 | 第四十五条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化 |
| 第四十五条第七項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成 | 第四十五条第六項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成 |
| （略） | （略） |
| 第四十七条第一項及び第四項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化 | 第四十七条第二項及び第三項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化 |
| （略） | （略） |
| 第五十二条第一項及び第二項第二号（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化 | 第五十二条第一項及び第二項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化 |
| 第五十二条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成 | （新設） |